

平成27年度の長崎市利用者負担額(保育料)

平成27年度の長崎市の利用者負担額(保育料)は次のとおりです。

利用者負担額は、対象となる児童の「認定区分」、「世帯の所得状況」により異なりますのでご注意ください。

1号 認定	2号 認定	区分		1号	2号		3号					
					標準時 間	短時間	標準時 間	短時間				
A	A	生活保護世帯		0	0	0	0	0				
B	B	市民税非課税世帯		3,000	5,000	4,500	7,000	6,300				
	C	市民税所 得割課税 額	非課税		11,300	14,000	12,600	16,000	14,400			
48,000円 未満												
97,000円 未満			15,100	21,000						18,900	24,000	21,600
169,000 円未満			18,600	25,000						22,500	37,000	33,300
301,000 円未満			19,500	27,000						24,300	47,000	42,300
397,000 円未満			24,300	30,000						27,000	51,000	45,900
397,000 円以上			24,800	33,000						29,700	58,000	52,200

※単位は「円」です。

※市民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除などの税額控除(調整控除は除く)前の税額となります。

※年度途中に満3歳になり、3号から2号になった場合でも、年度末までは3号認定の額となります。